平成２３年（フ）第６２７号
栃木県宇都宮市西２丁目１番２号　リバティーオーク403、前住所栃木県宇都宮市春日町７番２号　県営春日住宅２号棟56号室
債務者　杉山　友和
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２８号
栃木県宇都宮市元今泉３丁目20番37号　元今泉高橋コーポ第６―202
債務者　加納昌一こと　張　　昌一
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６３４号
栃木県宇都宮市西川田町933番地１
債務者　佐藤　勝義
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６３７号
栃木県那須塩原市金沢1581番地２
債務者　長谷川弘子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６３８号
栃木県宇都宮市新里町丙305番地13、前住所東京都府中市武蔵台３丁目３番地の39　井上アパート２Ｆ
債務者　西海石　学
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７６号
栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田1880番地10
債務者　俣野　　浩
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７７号
栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田1880番地10
債務者　俣野　聖乃
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２０号
栃木県宇都宮市陽東８丁目20番８号　ニューシティハーモニー202、前住所埼玉県さいたま市大宮区大成町１丁目566番地　アザレ大成201号室
債務者　田口　美紀（旧姓板橋）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６３６号
栃木県宇都宮市緑１丁目６番19号　ハイツみどりＢ102号、前住所栃木県さくら市上阿久津1921番地11
債務者　小林　伸光
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３０９８号
東京都世田谷区玉川台２丁目４―12―107
債務者　中村　勇斗
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１１５号
東京都江東区大島４丁目１―１―305　黒澤方
債務者　吉田　眞久
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１７２号
神奈川県横浜市緑区長津田１丁目13―６―204
債務者　江本　敦司
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２２１号
東京都江東区森下１―11―３―202、住民票上の住所茨城県取手市宮和田915―12
債務者　長濱　　良
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２２５号
埼玉県さいたま市緑区大字大牧1382―３
債務者　林　　可子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２２９号
東京都世田谷区桜３丁目20―13
債務者　島村　　真
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部